原料費調整(スライド)制度に基づく ガス料金の調整について

1月28日、平成16年12月分の貿易統計値が公表され、平成16年7月から平成16年12月の 平均原料価格が確定いたしました。

これに伴い「原料費調整(スライド)制度」による、平成17年4月検針分から平成17年9月検針分に適用される従量料金単価は以下のとおりとなります。

<平成17年4月~平成17年9月検針分適用の従量料金単価>

現行(平成16年10月~平成17年3月適用)の従量料金単価に対し、1.75円/m³の引き上げとなります。(46.04655MJ地区の場合)

標準家庭の1ヶ月のガス料金は、5,750円(消費税別)となり、47円、0.82% の引き上げとなります。 (使用量27m³/月:46.04655MJ地区の場合)

(参考) 原料価格の動向(円/トン) 札幌・小樽・函館・千歳地区

(> 3) M31111A1E	1 2313 (13 : 1 =) 1	310 310
	H16年1月~6月	H16年7月~12月
平均原料価格	7,890円	9,580円

原料費調整(スライド)制度

- 1 為替レートや原料価格の変動等による原料費の変動に応じて、6ヶ月ごとにガス料金の従量料金単価を調整する制度です。
- 2 供給約款に定める「基準平均原料価格」と「平均原料価格(6ヶ月ごとのプロパン・プタン価格<貿易統計実績値>により算定)」とを比較して従量料金単価を見直します。 原料価格変動額100円につき、従量料金単価を1m³あたり0.103円(46.04655MJの場合)
- 3 料金の大幅な変動や過度に頻繁な変更を避けるための仕組みを設けています。
 - ・平均原料価格が供給約款に定める上限値(基準平均原料価格の1.6倍相当)を超えた場合は、 上限値を平均原料価格とみなしてガス料金を見直します。
 - ・平均原料価格と基準平均原料価格との差額が基準平均原料価格の±5%以内の場合は、ガス料金に反映させません。

< お問い合せ > 広報グループ 宮本・荒木 TEL 011-207-2104

<参考資料>

1. 原料価格の変動

地区	札幌・小樽・函館・千歳地区	
項目		
基準平均原料価格	7,340円/トン	
H 1 6 年 7 月 ~ 1 2 月平均原料価格	9,580円/トン	
	(10 円未満の端数は四捨五入)	
プロパン	44,160円×0.0640	
プタン	45,250円×0.1493	
原料価格変動額 -	2,200円/トン	
	(100 円未満の端数は切り捨て)	

2. 従量料金単価の見直し

[札幌・小樽・函館・千歳地区]

	現行の従量料金単価に	基準となる従量料金単価に					
	対する見直し額	対する調整額					
46.04655MJ地区							
(天然ガス地区)	1.75円/m ³	2.26円/m ³					
20.93025MJ地区							
(札幌・函館)	O . 8 O円/m³	1.03円/m ³					
15.06978MJ地区							
(小樽)	0 . 5 7円/m³	0 . 7 4円/m ³					

3.標準家庭のお客さまへの影響額 (46.04655MJ地区の場合)

1ヶ月の ご使用量	平成16年10月 ~平成17年3月 [現行] 適用ガス料金	平成17年4月~平成17年9月 適用ガス料金	増減	増減率
2 7 m ³	5 , 7 0 3円	5 , 7 5 0円	47円	0.82%

(消費税抜き)

<標準家庭>

・ 所有機器:ガステーブル / 小型湯沸器 / ガス風呂釜

(標準家庭ガス料金) = 基本料金(1,219円/月)

+ 従量料金 (<u>166.10 円 / m³</u> + <u>1.75 円 / m³</u>) × 2 7 m³

現行の従量料金単価 1 m³ あたりの見直し額